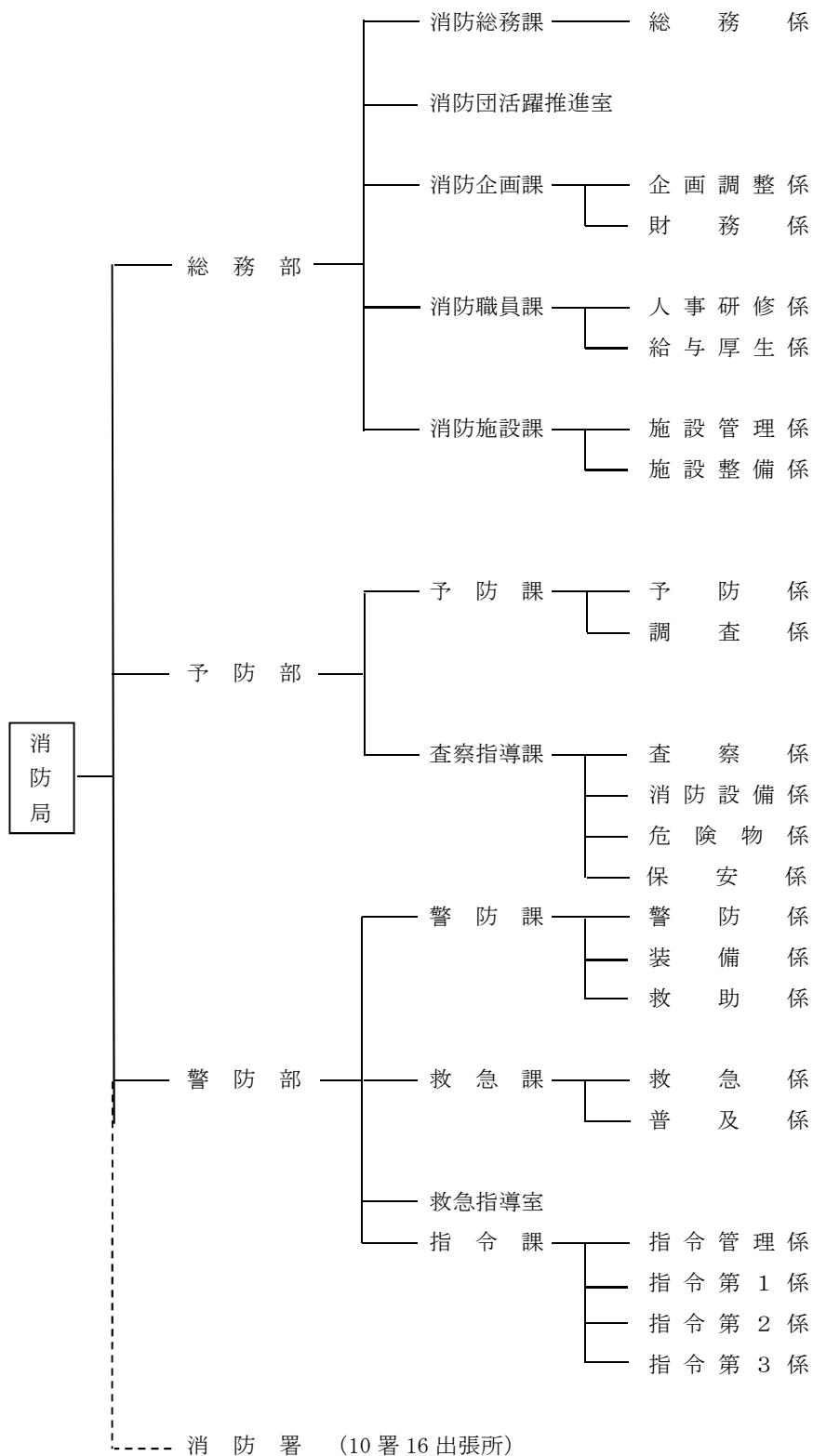


【資料3-1】消防機構図（消防総務課）

令和5年4月1日現在

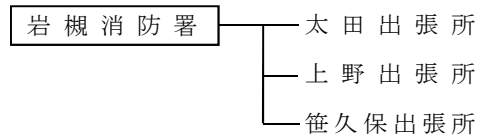
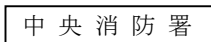
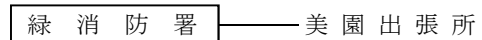
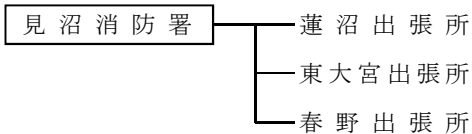
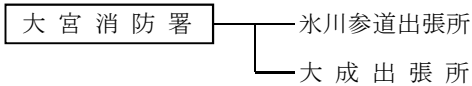
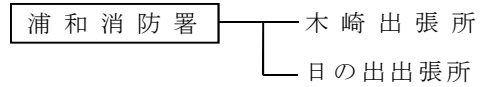
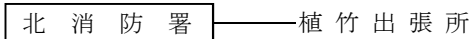
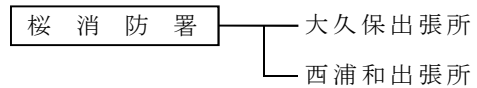
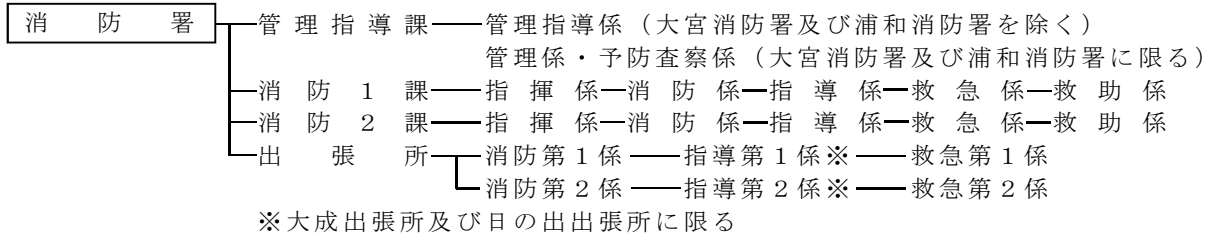


※『消防署機構』のとおり

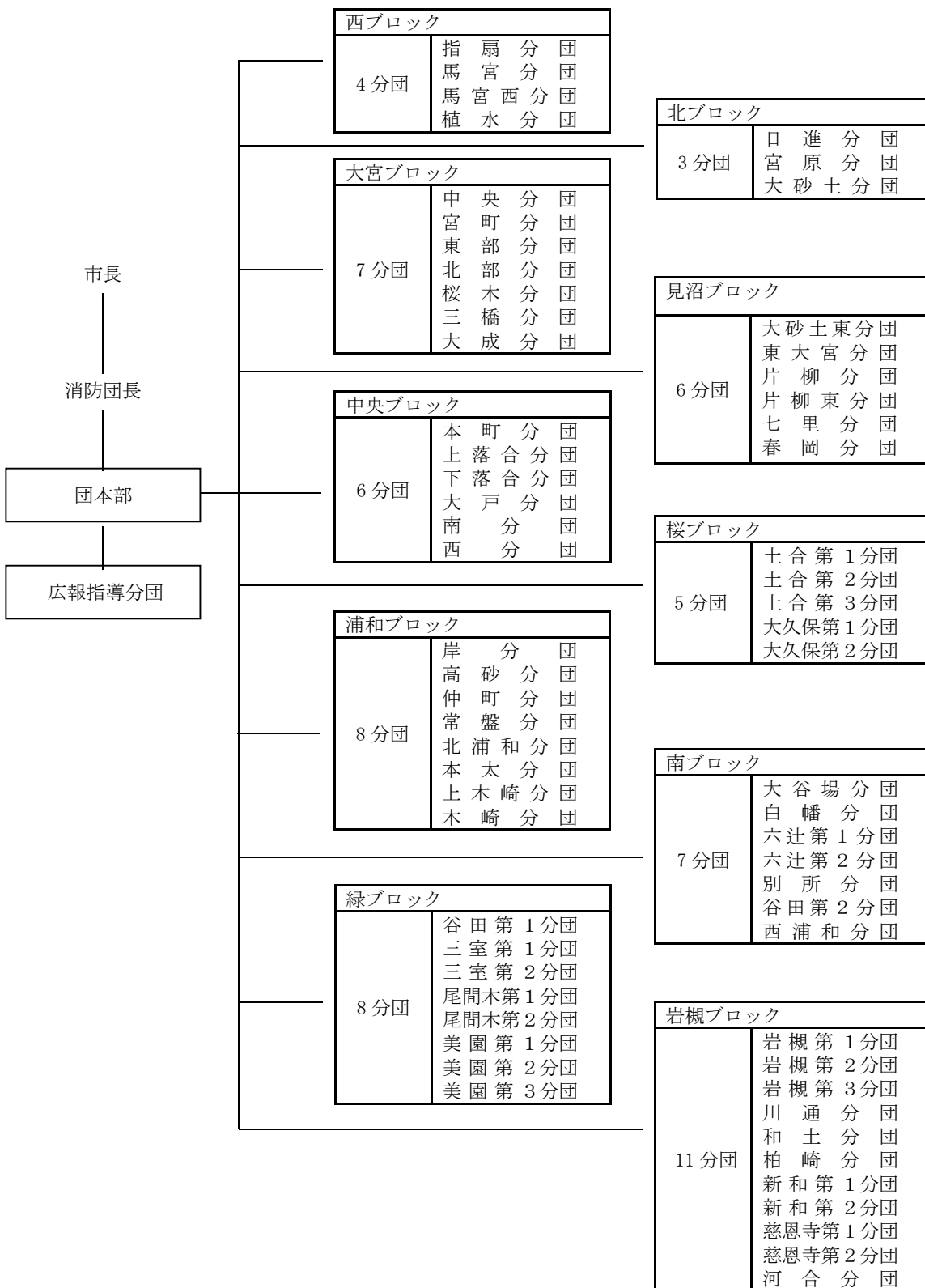
消防署機構

令和5年4月1日現在

消防署の組織



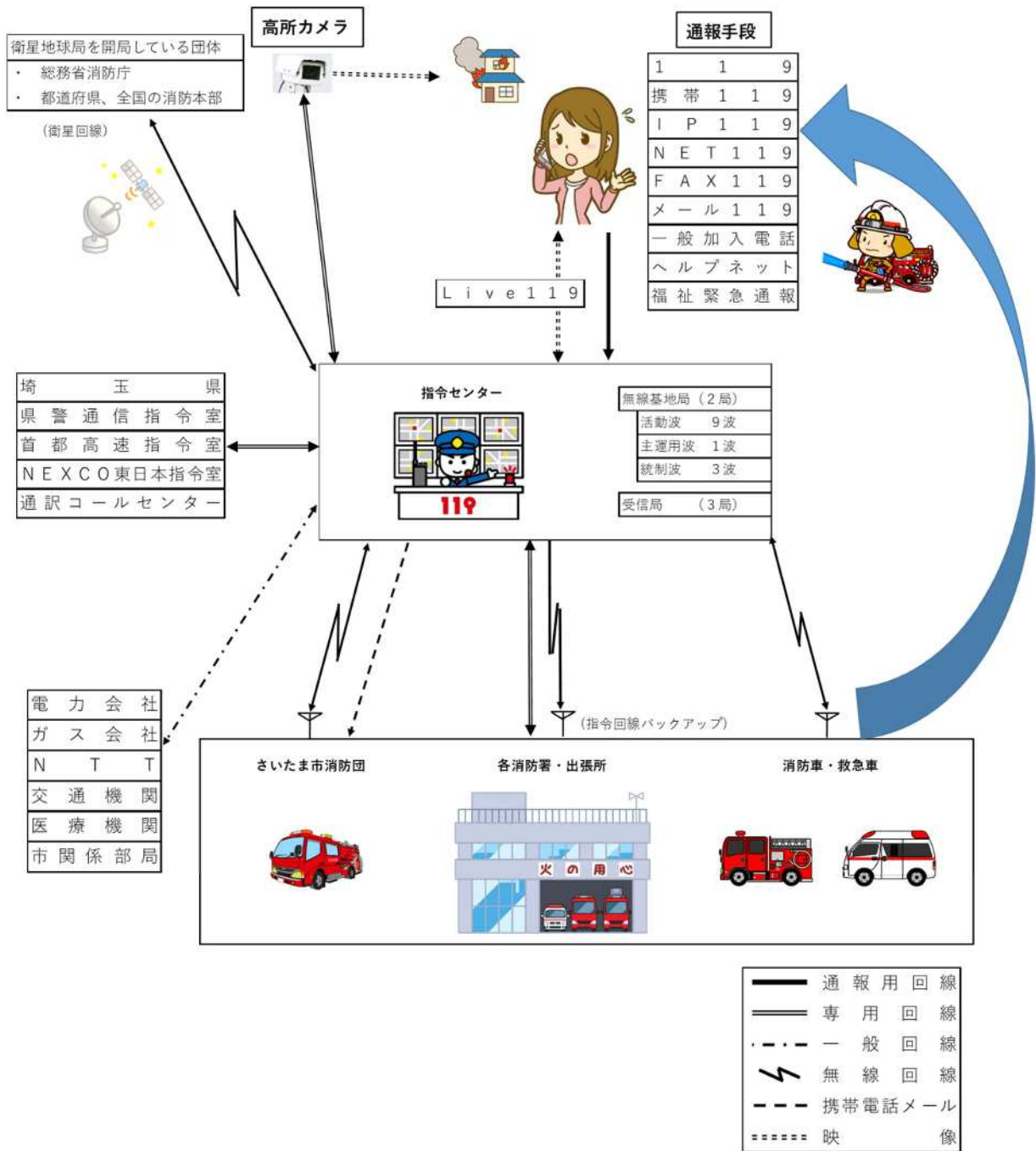
消防団機構



1団 66分団

【資料3-2】通信指令系統図（指令課）

通信指令系統図



【資料3-3】さいたま市消防局車両配備表（警防課）

□ 消防局車両の配置状況

(令和6年1月1日現在)

合計	総務部		予防部		警防部			西署	北署	大宮署	見沼署			中央署	桜署	浦和署	南署	緑署	岩槻署																					
	2		4		27			15	15	22	23			14	18	19	14	15	20																					
	消防団活躍推進室	消防企画課	消防職員課	消防施設課	予防指導課	警防指導課	救急指導室	指令課	西署馬(出)	北署竹(出)	大宮署道(出)	見沼署成(出)	蓮沼署大(出)	東野署野(出)	中央署中(出)	桜署保(出)	大浦和署和(出)	浦和署木(出)	日の出署出(出)	南署和(出)	東署東(出)	緑署美(出)	岩槻署園(出)	太田署田(出)	上野署野(出)	菅保久(出)														
合計	208	1	1	0	0	0	2	2	21	5	1	0	11	4	12	3	13	4	5	17	2	2	2	14	12	3	3	12	3	4	11	3	11	4	12	2	3	3		
水槽付消防ポンプ自動車	7																																							
小型水槽付消防ポンプ自動車	19																																							
消防ポンプ自動車	12																																							
小型動力ポンプ付水槽車	1																																							
はしご付消防自動車	7																																							
屈折はしご付消防自動車	3																																							
化学消防ポンプ自動車	4																																							
救助工作車	11																																							
小型救助車	1																																							
水難救助車	1																																							
特別高度工作車	1																																							
救急自動車	30																																							
指揮車	11																																							
火災調査車	1																																							
特殊災害対応自動車	1																																							
支援車	3																																							
電源照明車	1																																							
資機材搬送車	10																																							
重機搬送車	1																																							
人員輸送車	2																																							
非常用水槽付消防ポンプ自動車	4																																							
非常用小型水槽付消防ポンプ自動車	7																																							
非常用消防ポンプ自動車	4																																							
非常用救助工作車	1																																							
非常用救急自動車	11																																							
指導車	14																																							
小型搬送車	13	1																																						
司令車	2	1																																						
広報車	20																																							
防災広報車	1																																							
資機材搬送車（中型トラック）	2																																							
人員輸送車（マイクロバス）	2																																							

単位：台（出）：出張所

【資料3-4】さいたま市水利現況一覧表（消防施設課）

## 水利現況一覧表

令和5年4月1日現在

水利種別 消防署区域別	公 設						私 設											合 計
	消 火 栓	防 火 水 そ う					消 火 栓	防 火 水 そ う					そ の 他 の 水 利			小 計		
		20m3 以上 40m3 未満	40m3 以上 60m3 未満	60m3 以上 100m3 未満	100m3 以上	小 計		20m3 未 満	20m3 以上 40m3 未 満	40m3 以上 60m3 未 満	60m3 以上 100m3 未 満	100m3 以上	小 計	池・ 沼	プ ール		そ の 他	
西 消 防 署	1,199	42	51	1	3	97	7	0	85	107	6	0	198	0	20	6	26	1,527
北 消 防 署	1,280	18	60	10	1	89	19	0	335	301	7	6	649	1	21	4	26	2,063
大 宮 消 防 署	1,069	20	16	0	4	40	10	2	362	249	12	7	632	4	20	2	26	1,777
見 沼 消 防 署	1,805	60	72	11	4	147	2	1	226	185	3	0	415	2	24	6	32	2,401
中 央 消 防 署	739	21	33	1	5	60	1	0	190	103	47	6	346	0	9	1	10	1,156
桜 消 防 署	790	27	19	4	9	59	10	0	100	66	3	2	171	0	15	0	15	1,045
浦 和 消 防 署	1,063	93	39	2	18	152	5	0	107	46	6	14	173	0	21	0	21	1,414
南 消 防 署	1,197	84	28	0	23	135	1	0	174	96	10	1	281	2	20	0	22	1,636
緑 消 防 署	1,390	57	36	1	14	108	12	0	105	76	15	2	198	0	16	0	16	1,724
岩 槻 消 防 署	1,696	17	79	24	7	127	2	0	18	159	25	1	203	0	16	2	18	2,046
合 計	12,228	439	433	54	88	1,014	69	3	1,702	1,388	134	39	3,266	9	182	21	212	16,789

## 【資料3-5】埼玉県下消防相互応援協定（警防課）

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

## （協定区域）

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

## （災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

## （報告及び連絡調整）

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

## 第2章 相互応援

## （応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合

2 前条に規定する県に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
  - (2) 災害発生場所及び被害の状況
  - (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
  - (4) その他必要な事項
- (応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

### 第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。



- (3) 協定市町村等間の消防演習に関する事。
- (4) 警防技術に関する事。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関する事。
- (6) その他必要な事項。

#### 第4章 経費負担

##### (経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

#### 第5章 雑則

##### (実施細部)

第14条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあつては消防団長。）が協議して定めるものとする。

##### (協議)

第15条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

##### (協定書の保管)

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は記名押印の上、各1通を保管する。

#### 附則

- 1 この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定書（昭和60年4月1日締結）は廃止する。

## 【資料3-6】近隣市等消防相互応援協定（警防課）

## 〇〇〇・さいたま市消防相互応援協定書

〇〇〇（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安全を図るため、甲及び乙相互の協力体制を確立することを目的とする。

## （災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災等（大規模災害、特殊災害を含む）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救助事故及び水難事故を含む）で応援を要するものをいう。

## （応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次により区分する。

## （1）普通応援

甲又は乙の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の市長又は管理者の要請を待たずに派遣するものをいう。

## （2）特別応援

甲又は乙の行政区域において災害が発生し、発生地の市長又は管理者の要請に基づいて派遣するものをいう。

## （対象区域）

第4条 この協定に定める区域は、甲及び乙相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表に定める。

## （応援要請の手続き）

第5条 応援を受けようとする市又は組合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとする。

## （1）災害の種別

## （2）必要とする資器材等の種別並びに数量

## （3）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

## （4）応援場所及び応援場所への経路

## （5）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

## （職員等の派遣）

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた市長又は管理者は、自らの行政区域内の災害の対応に支障のない範囲内において職員等を派遣するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用については、応援を行った市又は組合の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第8条 第3条の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附則

- 1 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 〇〇〇・さいたま市消防相互応援協定書(平成〇〇年〇〇月〇〇日締結)は廃止する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 市長

さいたま市 市長

【応援協定締結先】

協定市町村等	締結年月日
戸田市	令和 3年11月1日
朝霞地区一部事務組合	平成18年9月13日
蕨市	平成18年9月12日
蓮田市	平成30年10月15日
人間東部地区消防組合	平成18年9月20日
上尾市	平成18年9月13日
川越地区消防組合	平成18年9月 5日
川口市	平成18年9月15日
越谷市	平成18年9月15日
春日部市	平成18年9月25日
埼玉東部消防組合	平成25年4月 1日

## 【資料3-7】 埼玉県防災ヘリコプター応援協定（警防課）

## （目的）

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （協定区域）

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

## （災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

## （応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要とする場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県環境部消防防災課航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場簿の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

## （防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本通52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその一通を所持する。

平成3年3月29日

## 【資料3-8】 災害時に必要な消火用水の確保に関する協定書（消防施設課）

さいたま市（以下「甲」という。）と埼玉中央生コン協同組合（以下「乙」という。）及び乙の組合員（以下「丙」という。）は、さいたま市内で発生した大規模火災時（以下「災害時」という。）に必要な消火用水の確保について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の活動において、消火用水の確保に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合に、甲が乙及び丙に対して行う協力要請について必要な事項を定め、もって地域の減災に寄与することを目的とする。

## （協力の内容）

第2条 丙は、甲が実施する災害時の活動に対し、甲が用意する消火用水を丙の保有するコンクリートミキサー車に給水（以下「給水」という。）し、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）へ搬送するものとする。

2 丙は、前項に規定する消火用水を甲が用意できない場合は、丙の保有する施設において給水し、指定場所へ搬送するものとする。

## （協力の要請）

第3条 甲は、協力を要請する場合は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 希望する協力車両台数
- (3) 給水場所及び指定場所
- (4) その他必要とする事項

2 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は、甲は、乙または丙に対して電話等により要請できることとし、この場合において甲は、速やかに文書を提出するものとする。

## （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、丙との連絡調整を行い、丙の協力実施の可否について、甲に回答するものとする。

2 前項に規定する回答については、次に掲げる事項を明らかにした文書によるものとする。

- (1) 丙のうち協力可能な事業者
- (2) 前号の責任者及び連絡先
- (3) その他必要とする事項

3 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は、電話等により回答できることとする。この場合において乙は、速やかに文書を提出するものとする。

4 丙は、業務に支障のない範囲で協力業務を実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定により協力業務を実施した場合は、丙の活動状況を統括し、その業務を完了したときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により甲に報告するものとする。

- (1) 活動日時
- (2) 協力車両数及び人員
- (3) 活動内容

(連絡体制)

第6条 甲と乙及び丙は、協力の要請及び災害情報の受伝達を正確に行うため、連絡体制を整備し、連絡責任者等を定めるものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条の規定により実施した丙の業務に要した経費のうち人件費は、丙が負担することとし、消火用水については甲が負担するものとする。

- 2 休日及び夜間帯における業務に係る経費については、甲と乙及び丙、協議のうえ決定するものとする。
- 3 前2項に規定するもの以外の経費については、甲と乙及び丙、協議のうえ決定するものとする。

(損害の対応)

第8条 協力業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙及び丙、協議のうえ、その処理解決に当たるものとする。

(危険回避)

第9条 協力業務を実施するにあたり、丙は指定場所への搬送時等において危険と判断した場合は、その危険を回避することができるものとする。

(災害補償)

第10条 第4条の規定により実施した業務中において、従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、丙の責任において行うものとする。ただし、さいたま市消防団員等公務災害等補償条例（平成13年さいたま市条例第283号）が適用される場合は、甲が補償するものとする。

(訓練の実施)

第11条 協力業務を円滑に実施するため、甲と乙及び丙、協議のうえ訓練を実施するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、実施細目として別に定める。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲と乙及び丙、いずれかから別段の意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(内容の変更)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容についての疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲と乙及び丙、協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書8通を作成し、甲と乙及び丙、記名押印の上各自その1通を保有する。

平成30年9月1日

- 甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
さいたま市  
さいたま市長
- 乙 埼玉県さいたま市南区南浦和3丁目17番5号  
埼玉中央生コン協同組合  
理事長
- 丙 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目1382番地  
大宮生コン株式会社  
代表取締役
- 丙 埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮383番地  
埼玉アサノ生コン株式会社  
代表取締役
- 丙 埼玉県さいたま市桜区田島8丁目2番1号  
埼玉太平洋生コン株式会社  
代表取締役



丙 埼玉県さいたま市岩槻区大字飯塚 1265 番地 1  
時田生コン株式会社  
代表取締役

丙 埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵 1543 番地 1  
有限会社武笠建材店  
代表取締役

丙 東京都足立区伊興本町 1 丁目 12 番 4 号  
横山産業株式会社  
代表取締役